

令和 5 年度から下野市不妊治療費助成制度が新しくなります

令和 4 年 4 月から不妊治療が保険適用になったことに伴い、これまでの不妊治療費助成事業は令和 4 年度をもって終了となります（ただし、一部従来の助成事業の対象となる場合があります。裏面 Q9 参照）。しかし、保険適用後もなお経済的負担が残るため、下野市では令和 5 年度から新たに、独自の助成事業を行います。保険適用の有無により助成の内容が異なりますので、下記をご覧ください。

対象となる治療

人工授精、生殖補助医療、生殖補助医療の一環として行った男性不妊治療、国承認の医療機関で行った先進医療（裏面 Q7 参照）

助成額

保険適用の治療	自己負担額の 10 割助成。上限 10 万円
保険適用外の治療	自己負担額の 1/2 助成。上限 15 万円
保険診療と併用して行う先進医療	保険適用の治療費と保険適用外の治療費の自己負担額の合計の 1/2 助成。上限 15 万円

※100 円未満切り捨て。

※他自治体の助成金や高額療養費、付加給付等は差し引きます。

申請期限

治療が終了した年度の翌年度末まで

対象者

- ・ 婚姻関係にあること（事実婚も含みます）
- ・ 治療開始時に妻の年齢が 43 歳未満であること（生殖補助医療のみ）
- ・ 申請時に夫婦のどちらか一方が下野市内に引き続き 1 年以上住所を有していること
- ・ 市税の滞納がないこと

提出書類

- ・ 下野市不妊治療費助成金申請書
- ・ 下野市不妊治療受診等証明書（医療機関で記入してもらってください）
- ・ 住民票および戸籍謄本（夫婦が別世帯の場合のみ）
- ・ 事実婚に関する申立書（事実婚の場合のみ）
- ・ 領収書
- ・ 高額療養費や付加給付等の支給があった場合はその支給額が分かる書類
- ・ 治療を受けた方の保険証の写し

申請回数

人工授精：1 年度 1 回、通算 5 年度まで

（1 年度に複数回治療を行った場合はまとめて申請可能です。）

生殖補助医療：1 年度 1 回、1 子ごと通算 5 年度まで

男性不妊治療：生殖補助医療の助成回数内

先進医療：1 年度 1 回、通算 5 年度まで

お問い合わせ先

下野市役所 1 階 12 番
健康増進課 母子保健グループ
TEL 0285-32-8905



下野市不妊治療費助成制度 Q&A

Q1 市への申請に、戸籍謄本と住民票が必要ですか？

A1 夫婦が同じ世帯であればどちらも必要ありません。単身赴任等で別世帯の場合はどちらも必要になります。

Q2 確定申告の医療費控除を受けたいので、領収書は返却してもらえますか？

A2 原本確認の受付押印後、写しをとりお返しします。確定申告の医療費控除では、「保険金などで補てんされる金額」に助成額を計上してください。

Q3 治療期間が 3/15～4/20 です。どちらの年度になりますか？

A3 治療が終了した日の属する年度分として取り扱いますので、4/20 の属する年度分となります。なお、男性不妊治療を伴う場合、男性不妊治療が 4/20 以前に終了しても、一環として行われる生殖補助医療の終了日が基準となります。

Q4 保険適用外の治療にはどのようなものがありますか。

A4 先進医療および保険適用の上限回数を超えて、全額自己負担となった治療です。それ以外の保険適用外の治療は、助成の対象とはなりません。

Q5 人工授精と生殖補助医療を同年度に行った場合、どちらも申請は可能ですか。

A5 それぞれ申請可能です。

Q6 生殖補助医療とその一環として行う男性不妊治療を別の医療機関で行った場合、申請書は分けた方が良いですか。

A6 申請書は 1 枚になります。生殖補助医療を行った医療機関に、男性不妊治療で支払った領収書を提出し、合わせて証明を受けてください。生殖補助医療の申請を受け付けた後に、一環として行った男性不妊治療があった場合、男性不妊治療の助成が受けられない場合がございます。

Q7 どの病院で治療しても助成の対象となりますか。

A7 人工授精、生殖補助医療、男性不妊治療については、不妊治療を行う保険医療機関としての指定を受けた国内の医療機関（※1）、先進医療については、先進医療実施機関として国の承認を受けた医療機関（※2）で治療を行った場合、対象となります。

Q8 年齢が 43 歳未満で、従来の助成事業ですでに 6 回申請している場合も、申請できますか。

A8 新規助成事業には、従来の助成回数は含まれないため、さらに 1 年度 1 回で 5 回まで申請することが可能です。

Q9 令和 5 年度、従来の助成事業で申請できるのは、どのような場合ですか。

A9 令和 3 年度以前に凍結した胚を用いて、令和 4 年度に保険適用外で胚移植を行った場合のみ、従来の助成事業での助成の対象となります。栃木県からの助成がある場合、治療費から県の助成額を控除した額の 1/2 を上限 10 万円でお支払いいたします。

※1、※2 厚生労働省のホームページにてご確認できます。

その他、ご不明な点がございましたら、下野市健康増進課までお問い合わせください。